

経税部
だより

中小企業向け 賃上げ促進税制のポイント

税理士 上寫 雅志

賃上げ促進税制とは

近年、毎年のように最低賃金の引上げがなされていますが、それに伴い医院の職員やパート労働者等の給与の引き上げをされているかと思います。この職員等の給与等支給額が一定以上増加したときは、その増分に応じて税額から特別控除ができるという税制上の優遇措置が「賃上げ促進税制」と呼ばれるものになります。

以前からこの制度はありましたが、医療法人は令和7年3月決算申告（個人事業主は令和7年の確定申告）から、制度の変更がありました。

I. 制度の内容

（1）対象となる要件

賃上げ促進税制は、全企業向けのもの、中小企業向けのものがあり、今回の改正で中堅企業向けのものが新設されました。このうち、中小企業向けの制度が比較的平易なものになります。この項では中小企業向けの制度について説明します。対象となるのは従業員が常時1,000人以下である医療法人や個人事業主になります。

この制度を受けるための要件は以下のとおりです。

①青色申告書を提出していること

②雇用者給与等支給額が前年度と比べて1.5%（2.5%）以上増加していること
雇用者給与等支給額とは、今年度（医療法人であれば一会計期間、個人事業主は1年間）中に支払った給与の合計額を言います。

事前に届出書などを提出する必要はありませんので、申告時に判断して制度を適用するかどうかを決めることができます。

この場合、増加額の15%（2.5%の場合は30%）を法人税額または所得税額から控除することができます。ただし、税額の20%までが上限となります。

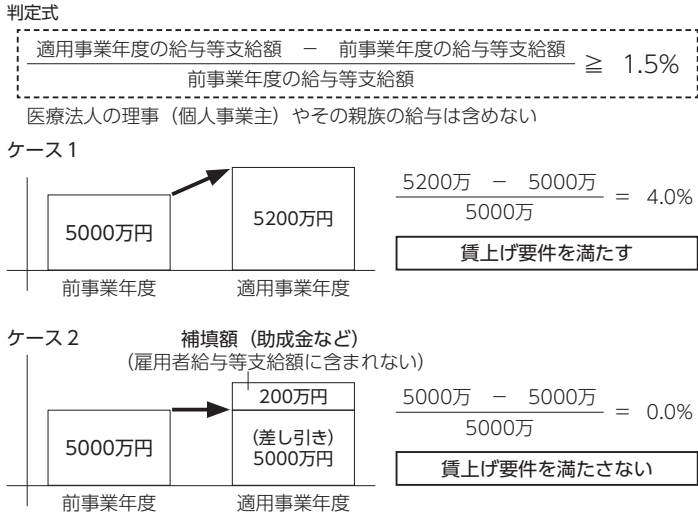
今までは上限を超えた分については控除を受けることができませんでした。今回の改正で5年間の税額控除の繰り越しができるようになりました。

注意すべき点としては、以下のとおりです。

①医療法人の理事や理事の親族（個人事業主の場合は事業主の親族）の給与はこの計算となる給与等から除外されます。

②雇用安定助成金、キャリアアップ助成金などの職員の給与やスキル向上を目的とした助成金を受け取った場合は、給与等からマイナスして計算します。

【図表1】



（2）教育訓練費の上乗せ要件

（1）の要件を満たせば賃上げ促進税制の対象となりますが、それに加えて以下の要件の両方を満たせば税額控除の上乗せができます。

①職員の教育のための研修費用などを医院が負担しており、その金額が前年度より5%以上増加していること

②（1）で計算した雇用者給与等支給額の0.05%以上であること
…10%の上乗せ

理事（個人事業主）自身やその親族が参加した研修費用は対象外ですが、①は前年度の研修費用が0円ですと、今年度が少しでも支払いがあれば該当します。

この適用を受ける場合には、領収書を保管しておくことや参加時期、参加者の一覧表を作っておくことが必要となります。

【図表2】教育訓練費の明細書の記載例

No.	実施時期	内容及び実施期間	受講者・対象者	支払証明	支払額
1	令和7年1月	技能研修（2日）	職員A	領収証（別添1）	20,000
2	令和7年2月	管理職マネジメント研修（1日）	職員B	領収証（別添2）	30,000
3	令和7年3月	医療事務研修（2日）	職員A、職員C	領収証（別添3）	50,000
				合計	100,000

II. 具体例

実際にどのような場合に対象となるか、事例を用いて説明していきます。ここでは個人事業主のケースで確認していきます。

【図表3】※正職員1人、パート2人、専従者1人の場合

給与支給額		(単位：円)		
	令和7年	令和6年	前年比	
正職員	3,000,000	3,000,000	0	
パート（2人）	1,600,000	1,400,000	200,000	
専従者（親族）	2,000,000	1,500,000	500,000	
合計	6,600,000	5,900,000	700,000	①
合計（親族以外）	4,600,000	4,400,000	200,000	②
教育訓練費支払額				
事業主、親族が参加	20,000	40,000	-20,000	
親族以外が参加	20,000	15,000	5,000	③
合計	40,000	55,000	-15,000	④

給与の支給額は上記のとおりです。

（1）適用判定（【図表3】参照）

賃上げ促進税制の計算をする上では、①の給与合計額ではなく、親族を除いた②の給与合計額を使用します。令和7年の給与額が460万円、令和6年の給与額が440万円ですので、前年比増加額は20万円となります。

$$\frac{460\text{万円} - 440\text{万円}}{440\text{万円}} = \frac{20\text{万円}}{440\text{万円}} = 0.0454545 \div 4.545\% \geq 1.5\%$$

となり、要件を満たすことになります。また、2.5%以上でもあるので、税額控除できる金額は増加額（20万円）の30%となります。

（2）教育訓練費の判定（【図表3】参照）

教育訓練費も（1）の給与の計算と同様に個人事業主とその親族が利用した金額を除きます。そのため、④の合計額ではなく、③の金額で判定していきます。令和7年の教育訓練費が20,000円、令和6年の教育訓練費が15,000円ですので、

$$A \frac{20,000\text{円} - 15,000\text{円}}{15,000\text{円}} = \frac{5,000\text{円}}{15,000\text{円}} = 0.333333 \div 33.3\% \geq 5\%$$

となり、1つ目の要件を満たすことになります。

また、雇用者給与等支給額の0.05%以上であることの判定も行います。

$$B \frac{\text{令和7年の③}}{\text{令和7年の②}} = \frac{20,000\text{円}}{460\text{万円}} = 0.004347 \div 0.434\% \geq 0.05\%$$

A、Bのどちらも要件を満たせば10%の上乗せは可能になります。

この場合、（1）で算出された30%に10%を加えた40%が税額控除の対象となります。

（3）控除額の計算（【図表4】参照）

今回は税額控除ですので、計算した金額を直接税額から引くことができます。

20万円×40%＝8万円が控除できます。ただし、控除できる金額には上限があります。この計算をする前の税額の20%までです。

①税額が50万円の場合

$$50\text{万円} \times 20\% = 10\text{万円} \geq 8\text{万円}$$

8万円より多いので、全額が税額控除できます。

②税額が30万円の場合

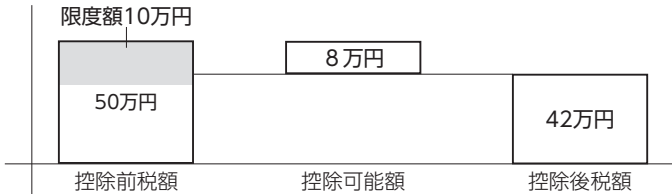
$$30\text{万円} \times 20\% = 6\text{万円} < 8\text{万円}$$

8万円より少ないので、上限の6万円までの税額控除になります。

控除できなかった8万円－6万円＝2万円については、今回改正で翌年以降に繰り越すことができるようになりました。

【図表4】

①税額が50万円の場合



②税額が30万円の場合

